

## 建設副産物対策について

---

# 建設副産物適正処理推進要綱

平成 14 年 5 月 30 日 改正

## 第 1 章 総則

### 第 1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 第 2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

### 第 3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
  - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
  - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
  - 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
  - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。

- 
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
- 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
  - 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。
- 一 コンクリート
  - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
  - 三 木材
  - 四 アスファルト・コンクリート
- (14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするものうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- 木材が廃棄物となったもの
- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 12 年法律第 113 号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者との建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工
-

---

者をいう。

- (25) 「建設業者」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (26) 「解体工事業」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 21 条第 1 項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (27) 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

## 第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。  
また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。
- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前 3 号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

## 第2章 関係者の責務と役割

### 第5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。  
発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に關しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。
- (2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

### 第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

- (1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等

---

の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

- (2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。

- (3) 元請業者は、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

- (4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

## 第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

## 第8 その他の関係者の責務と役割

- (1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となるよう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

- (2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再

---

資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

- (3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

## 第3章 計画の作成等

### 第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

#### 一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

#### 二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

#### 三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

#### 四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

#### 五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

#### 六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

#### 七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

#### 八 施工計画の作成

---

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

## 第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

## 第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

- (1) 計画の作成

---

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第 10 の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号。以下「分別解体等省令」という。）第 2 条第 2 項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表 1）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項  
建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表 2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項  
建築物以外のものである解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表 3）  
解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分
- 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項  
新築工事等においては、

- 一 工事の種類

- 
- 二 事前調査の結果
  - 三 工事着手前に実施する措置の内容
  - 四 工事の工程ごとの作業内容
  - 五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分
  - 六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
- (2) 発注者への説明
- 対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。
- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - 三 工事着手の時期及び工程の概要
  - 四 分別解体等の計画
  - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- (3) 公共工事発注者による指導
- 公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

## 第12 工事の発注及び契約

- (1) 発注者による条件明示等
- 発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない
- (2) 契約書面の記載事項
- 対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 一 分別解体等の方法
  - 二 解体工事に要する費用
  - 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - 四 再資源化等に要する費用
- また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項につい

---

でも、書面に記載するよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

### 第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

### 第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以

---

下「主任技術者等」という。)を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

## 第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を 1 年間保管しなければならない。

## 第 4 章 建設発生土

### 第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等に

---

より、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

## 第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

## 第18 運搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

## 第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

## 第5章 建設廃棄物

### 第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

---

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
- 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
- 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破砕等を行い、分別すること。

(4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な

---

措置を講じること。

- 二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
  - 三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。
- (5) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

## 第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

## 第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

## 第23 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

## 第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

---

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）で定められた距離（50 k m）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用にも努めなければならない。

## 第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

# 第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

## 第26 コンクリート塊

- (1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用にも努めなければならない。

- (2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化にも努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用にも努めなければならない。

## 第27 アスファルト・コンクリート塊

- (1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用にも努めなければならない。

- (2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化にも努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用にも努めなければならない。

---

## 第28 建設発生木材

### (1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第 24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない

### (2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### (3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

### (4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### (5) CCA処理木材の適正処理

元請業者は、CCA処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

## 第29 建設汚泥

### (1) 再資源化等及び利用の推進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### (2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

## 第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等

---

については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

### 第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

### 第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しやく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

### 第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

### 第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

分別解体等の計画等

建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	残存物品の有無		
	付着物の有無		
	その他( )		
工事中手前を実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	残存物品の搬出の確認		
	その他( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン 発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

## 分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
工事着手前に実施する措置の内容	その他（ ）			
	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他（ ）			
工事着手の時期※		平成 年 月 日		
工程	作業内容			
工程ごとの作業内容	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(解体・ 維持・修繕工事のみ)		
	その他 ( )		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ( )		
工事着手の時期※ 平成 年 月 日			
工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)※			
廃 棄 物 発 生 見 込 量	種類		発生が見込まれる部分又は 使用する部分(注)
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	量の見込み トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

---

# 建設リサイクル推進計画 2002

平成14年5月

国 土 交 通 省

---

# 目次

ページ

## 第1 基本的考え方

- 1. 計画策定の背景と目的 . . . . . 参-138
- 2. 計画の実施主体と対象 . . . . . 参-140
- 3. 計画の基本的考え方 . . . . . 参-140
- 4. 計画の目標 . . . . . 参-142
- 5. 計画のフォローアップ . . . . . 参-144

## 第2 行動計画の概要

- 1. 排出抑制の推進 . . . . . 参-145
- 2. 分別解体の推進 . . . . . 参-145
- 3. 再資源化・縮減の推進 . . . . . 参-146
- 4. 適正処理の推進 . . . . . 参-151
- 5. 再使用・再生資材の利用推進 . . . . . 参-152
- 6. 技術開発等の推進 . . . . . 参-152
- 7. 理解と参画の推進 . . . . . 参-154

## 第3 循環型社会構築のために重点的に検討を進める課題 . . . 参-155

---

# 第1 基本的考え方

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の30%程度を建設廃棄物として処分している。さらに、今後、住宅・社会資本の更新に伴い、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られた物品）の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。

したがって、我が国において循環型社会経済システムを構築するに当たっては、建設産業の責務が非常に重く建設産業が先導的にリサイクル推進に取り組むことが不可欠であるといえる。

このため、国土交通省においては、建設リサイクルを推進する各種の施策を講じてきたところである。

この結果、平成12年度の建設副産物実態調査によれば、建設廃棄物全体として再資源化・縮減率は85%と向上し一定の成果をあげているものの、品目別にみると、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化率が95%を超える一方で、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土のリサイクルが低迷している。

このような課題を解決するためには、建設リサイクルのより一層の推進が必要であり、従来の施策を見直し抜本的に充実・強化することが不可欠となっている。

さらに、平成12年には循環型社会の形成を目指す建設リサイクルに関連する以下の法律が公布され、これらの法律の趣旨を踏まえた新たな施策も必要となっている。

- ①「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号、平成12年6月公布）
  - ・循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- ②「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、平成12年5月公布 以下「建設リサイクル法」という。）
  - ・特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、その分別解体等及び特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったもの、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境

---

の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

- ③「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号、平成12年5月公布 以下「グリーン購入法」という。）
- ・国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品への需要の転換を推進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
- ④「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号、平成12年6月改正公布 以下「資源有効利用促進法」という。）
- ・資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の排出の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の排出の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする

また、政府の都市再生本部による第一次都市再生プロジェクト「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」に関する協議機関として東京圏において設置された「ゴミゼロ協議会」の最終報告（平成14年4月）では、「廃棄物の減量化目標」を設定し、「廃棄物処理・リサイクル施設の整備」、「廃棄物・リサイクル対策に係るソフト施策の推進」とともに新たに「静脈物流システムの構築」が必要とされている。

## （２）計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策（以下、「行動計画」という。）を内容とする「建設リサイクル推進計画2002」を策定した。

本計画は、循環型社会経済システムの構築に当たって建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的にリサイクルを推進するための行動計画として策定したものである。加えて、本計画は、建設リサイクル法第3条に基づき国が定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成13年1月17日、農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下、「建設リサイクル法基本方針」という。）における特定建設資材廃棄物に関する平成22年度の再資源化・縮減目標値を達成するために、当面実施すべき施策としての位置づけを持っている。

---

## 2. 計画の実施主体と対象

本計画は、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としている。すなわち、本計画は、国土交通省直轄工事や所管公団等工事はもとより国土交通省所管の補助事業も含めて全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としているが、他省庁や民間などが行う建設工事についても、全国建設副産物対策連絡協議会及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、本計画が反映されることを期待している。

なお、建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、本計画及び建設リサイクル法第4条に基づき都道府県が策定した「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を踏まえて、各地方建設副産物対策連絡協議会において各地方ごとの計画を可及的速やかに策定することとする。

## 3. 計画の基本的考え方

### (1) 建設リサイクル推進に当たっての基本理念

#### ①循環型社会経済システムの構築の必要性

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設副産物の廃棄等に至る各段階において、建設副産物の排出抑制、建設資材の再使用及び建設副産物の再資源化・縮減の促進という観点をもった、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

#### ②建設リサイクル推進に当たっての基本理念

建設リサイクル推進に当たっては、循環型社会経済システムの構築の必要性に鑑み、循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法及び建設リサイクル法における基本的な考え方を原則とし、先ず、建設副産物の排出抑制、次に、建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設副産物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、再生利用が技術的に困難な場合、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合については、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、適正に処分するものとする。

また、循環型社会経済システムの構築に当たっては、建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、環境への安全性を確認した上で再リサイクル性を勘案し、他産業の廃棄物を原材料とする再生資材を建設産業が利用すること、及び建設廃棄物を他産業が原材料として利用すること等、他産業と連携した取り組みを進めることも重要である。

---

さらに、建設廃棄物の再資源化・縮減率は現状で85%に達しており、量的にみれば建設産業におけるリサイクルへの取り組みは一定の成果をあげているといえる。このような状況を鑑みて、今後は、従来からある再資源化・縮減率の向上といった「リサイクルの量」の観点に加えて、再リサイクル、リサイクル用途の拡大といった「リサイクルの質」の観点に関する取り組みを強化していくべきである。

### ③関係者の役割

建設リサイクルを推進するためには、その基本理念に基づき、建築物等所有者、建設資材製造者、発注者、元請業者、建設工事施工者、建設廃棄物処理業者、国及び地方公共団体等の関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組むことが重要である。

#### (2) 計画の基本的考え方

本計画は、建設リサイクル推進に当たっての基本理念である建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化（再生利用および熱回収）の優先順位及び建設リサイクル法における分別解体等及び再資源化・縮減実施の義務付けを踏まえて、建設副産物について、建設工事の計画・設計段階から施工段階までの各段階において、①排出抑制の推進、②分別解体の推進、③再資源化・縮減の推進、④適正処理の推進、⑤再使用・再生資材の利用推進を徹底するものとする。加えて、これらを支える施策として建設リサイクルに関する⑥技術開発等の推進を図る。

さらに、建設リサイクルを推進するに当たっては、建設産業の関係者のみならず広く国民の⑦理解と参画の推進を図ることも重要である。

---

## 4. 計画の目標

### (1) 目標指標と目標値設定の基本的考え方

本計画においては、循環型社会経済システムを構築する観点から、建設廃棄物の再資源化・縮減率（排出量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率）に加えて、建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率）を目標指標とした。

ここで、目標値を設定する建設廃棄物としては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物とする。

目標値を設定するに当たっては、循環型社会経済システムを構築する観点から、

①建設廃棄物：将来的には最終処分量をゼロとすること

②建設発生土：将来的には建設工事に必要となる土砂は原則として工事間利用でまかなうこと

を基本的考え方とした。

さらに、今後は、「リサイクルの量」のみならず、「リサイクルの質」の向上を目指さなければならない。

### (2) 目標年度

本計画では、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減に関する目標年度及び「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年9月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく廃棄物減量化の目標年度である平成22年度に向けて、当面、平成17年度末までに達成すべき目標値を定めることとする。

### (3) 目標値設定の考え方

本計画においては、先ず、平成22年度の目標値を定め、平成12年度実態と平成22年度目標値から平成17年度の目標値を定めた。

平成22年度における目標値設定の考え方は次のとおりである。

#### ①建設廃棄物の再資源化・縮減率

- ・公共工事については、率先して再資源化・縮減を徹底する観点から、原則として建設廃棄物排出量を再資源化・縮減する施設へ全量搬出することとして目標値を設定する。民間工事については、平成12年度における再資源化・縮減率の状況を勘案して目標値を設定することとする。
- ・なお、建設混合廃棄物については、建設リサイクル法による分別解体等の徹底の効果として排出量が減少することが期待されること、再資源化・縮減が困難な廃棄物であ

ること等を勘案し目標指標としては排出量とする。

## ②建設発生土の有効利用率

- 建設発生土の有効利用率については、建設発生土情報交換システム、ストックヤード及び土質改良プラントの有効活用による工事間利用及び現場内利用を含めて設定する。

本計画の目標

対象品目		平成17年度	<参考>平成22年度
再資源化率	a) アスファルト・コンクリート塊	98%以上 (98%)	98%以上
	b) コンクリート塊	96%以上 (96%)	96%以上
	c) 建設発生木材	60% (38%)	65%
再資源化・縮減率	d) 建設発生木材	90% (83%)	95%
	e) 建設汚泥	60% (41%)	75%
	f) 建設混合廃棄物	平成12年度排出量に対して25%削減	平成12年度排出量に対して50%削減
	g) 建設廃棄物全体	88% (85%)	91%
有効利用率 h) 建設発生土		75% (60%)	90%

( ) 内は、平成12年度の実績値。

注:各品目の目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；(再使用量+再生利用量) / 排出量
- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量) / 排出量

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥；(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量

<有効利用率>

- ・建設発生土；(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量  
ただし、利用量には現場内利用を含む。

特に、国の直轄事業においては、再資源化・縮減を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。

---

なお、これらの目標については、建設副産物の実態等に関する調査（以下、「建設副産物実態調査」という。）の結果に基づく目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを適宜行うものとする。

## 5. 計画のフォローアップ

### （１）実施方法

本計画に示した各種施策の実施状況は、国土交通省内に設置されている「建設廃棄物等対策推進会議」（議長：国土交通省技監）においてフォローアップを行う。

フォローアップに当たっては、平成14年度以降、各地方建設副産物対策連絡協議会において建設副産物実態調査を適宜実施し、本計画における数値目標の達成状況を評価する。

### （２）計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとする。

## 第2 行動計画の概要

計画の基本的考え方に示したように、循環型社会経済システムの構築に際し建設産業が先導的にリサイクルを推進する必要があることから、資源有効利用促進法、建設リサイクル法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき建設リサイクルを強力に推進することとしている。

行動計画については、この観点に加えて、建設廃棄物の排出量の60%は公共工事から排出されていることを踏まえ、公共工事発注者としての責務の徹底及び民間建築工事でのリサイクルを推進するための支援強化の観点から、平成17年度までに速やかに実施する施策をとりまとめたものである。行動計画における主要な実施施策については、①排出抑制の推進、②分別解体の推進、③再資源化・縮減の推進、④適正処理の推進、

---

⑤再使用・再生資材の利用推進、⑥技術開発の推進及び⑦理解と参画の推進に区分してとりまとめた。

## 1. 排出抑制の推進

### [主要課題]

建設リサイクル推進に当たっての基本理念に示すとおり、排出抑制は建設リサイクルの最優先事項である。建設副産物は、建設工事の施工、維持・管理、更新・解体のそれぞれの段階で発生するため、ライフサイクルの視点に立って排出抑制策を講じることが重要である。このためには、計画・設計段階での排出抑制の検討が有効であり、計画・設計段階での取り組みを強力的に進める必要がある。また、建築物等の適切な維持管理も重要である。

### [主要な実施施策]

- ①住宅生産者によるプレカットの取り組みを木造住宅総合対策事業等で支援。
- ②住宅金融公庫の地方公共団体施策住宅（木造住宅振興型）融資の建設基準について、地域特性を踏まえた長寿命化に配慮したものへ見直し。
- ③住宅金融公庫の融資要件における耐久性の要件化。
- ④ライフサイクルを通じた排出抑制に資する長期耐用型住宅の建設を推進するため、住宅へのスケルトン・インフィル方式導入に要する費用を環境共生住宅市街地モデル事業の補助対象に追加。
- ⑤廃棄物の発生が少ない木造建築物の試設計・試作、設計・施工事例の公表による当該技術の普及。
- ⑥排出抑制の検討を含むリサイクル計画書の作成など、建設工事の計画から完了までの各執行段階における具体的実施事項を定めた「建設リサイクルガイドライン」の遵守。

## 2. 分別解体の推進

### [主要課題]

建設リサイクル法に基づき、解体工事事業者の登録、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等のうち一定規模以上の工事（以下、「対象建設工事」という。）についての分別解体等の実施が義務化された。適正な分別解体等を実施するためには、発注者による適正な費用負担、解体工事事業者及び適正な分別解体方法等の情報提供、分別解体技術の普及・教育、現場巡回等が必要である。

---

#### [主要な実施施策]

- ①建設リサイクル法に基づく分別解体等の実施、対象建設工事届出等の手続き等の実施、解体工事事業者の登録の実施。
- ②適正な分別解体・処理をする場合の住宅金融公庫の除却工事等割増融資制度の利用促進。
- ③建築系副産物の分別解体等及び再資源化等の指針の策定、直轄事業への適用及び事後評価の実施。
- ④解体工事業データベースシステムの都道府県への導入推進。
- ⑤解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進。
- ⑥適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実。

### 3. 再資源化・縮減の推進

#### (1) 品目共通施策

##### [主要課題]

建設副産物については資源有効利用促進法に基づくリサイクルの推進が必要であり、そのうち建設リサイクル法に基づく対象建設工事から排出される特定建設資材廃棄物については再資源化・縮減の実施義務がある。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土を対象とした公共工事におけるリサイクル原則化ルールが地方公共団体まで適用されてきており、この結果、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率が95%以上に向上した。今後、この高い再資源化率を維持していくためには、さらなるリサイクル原則化ルールの徹底が必要である。

再資源化施設の立地状況をみると、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については全国的にあまねく施設立地が進んでいるが、建設発生木材、建設汚泥については施設立地が不足している地域があり、今後、新たな施設立地が必要である。

なお、リサイクルを推進するための情報交換システムとして、建設発生土情報交換システム、建設副産物情報交換システムを構築済みであり、今後、これらシステムの積極的な導入・活用を進めていく必要がある

また、再資源化・縮減を推進するためには、発注者による適正な費用負担が不可欠である。

さらに、今後は、「リサイクルの量」のみならず「リサイクルの質」を向上させる取

---

り組みを強化していくことが重要である。

#### [主要な実施施策]

- ①建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の実施。
- ②資源有効利用促進法に基づく建設副産物の再資源化の推進。
- ③産業廃棄物処理特定施設整備法による再資源化施設の整備支援。
- ④建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制優遇措置の継続。
- ⑤日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資、産業廃棄物処理施設融資の継続。
- ⑥公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底。
- ⑦資源有効利用促進法の指定建設副産物の見直しの検討。
- ⑧建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システムの積極的な導入・活用。
- ⑨建築系副産物の分別解体等及び再資源化等の指針の策定、直轄事業への適用及び事後評価の実施。(再掲)
- ⑩港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドラインの策定と周知・把握。

#### (2) 品目別施策

##### 1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

#### [主要課題]

建設リサイクル法においては、対象建設工事から排出されるアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については、再資源化の実施義務がある。

アスファルト・コンクリート塊については、その高い再資源化率を維持するためには、現状ではリサイクルが困難な排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術の開発等を推進することが不可欠である。さらに、それらを含めて道路舗装材として多種多様な廃棄物を原料とする再生資材が用いられており、再リサイクル時には、それぞれに区分してリサイクルする必要がある。このため、建設資材の材質等に関する履歴データベースを構築することが重要である。

コンクリート塊については、現状では路盤材として主に利用されており、今後ともさらにその利用を推進するとともに、コンクリート用骨材へのリサイクルも推進することが必要である。

#### [主要な実施施策]

- ①建設リサイクル法に基づく再資源化の実施。
- ②多種多様な廃棄物を原料とする再生資材を品目に応じて適正かつ効率的にリサイクル

---

するための建設資材の材質等に関する履歴データベースの構築。

- ③排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術開発への支援。
- ④コンクリート塊のコンクリート用骨材への再資源化の推進。

## 2) 建設発生木材

### [主要課題]

建設リサイクル法においては、対象建設工事から排出される建設発生木材については、再資源化・縮減の実施義務がある。

現状では、建設発生木材を再資源化（破砕）したチップは、パーティクルボード原料、製紙原料、堆肥原料等のマテリアル・リサイクル又は燃料としてサーマル・リサイクルしている。しかしながら、これらチップの需要量及び利用用途が限定的であることから、建設発生木材の再資源化率は低迷している。

したがって、建設発生木材のリサイクルを推進するためには、マテリアル・リサイクルの利用用途・需要拡大を図るとともに、新たに発電等熱回収するサーマル・リサイクルの拡大も不可欠である。

なお、建設発生木材については、再資源化が困難なCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材を適正に処置するための技術開発が必要である。

### [主要な実施施策]

- ①建設リサイクル法に基づく再資源化・縮減の実施。
- ②建設発生木材の破砕・再生処理施設、乾燥熱圧施設への税制優遇措置の継続。
- ③建設発生木材のリサイクル技術開発への支援。
- ④再資源化困難物のリサイクルシステムに関する研究。

## 3) 建設汚泥

### [主要課題]

建設汚泥は再資源化・縮減率が低迷しており、リサイクルを推進するためには廃棄物処理法に基づく個別指定制度、再生利用認定制度の積極的活用に加えて、自ら利用、有償売却の適正な運用も必要である。

また、建設汚泥を改良するにはコストがかかるため、これを市場で取引する場合、品質同等品である建設発生土より市場性が著しく劣る状況にある。ここで、建設汚泥改良土の利用用途は建設発生土とほぼ同一であり、利用先が競合する。このため、建設汚泥と建設発生土とを一体としたリサイクルのルールづくりが必要であるといえる。

---

### [主要な実施施策]

- ①公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進。
- ②個別指定制度、再生利用認定制度を積極的に活用するための手引き書等の作成。
- ③土砂利用における建設発生土、建設汚泥改良土の優先順位等のルール確立による建設発生土、建設汚泥を一体としたリサイクルの推進。
- ④リサイクル原則化ルールの対象品目に建設汚泥の追加を検討。
- ⑤建設汚泥のリサイクルによる管理型最終処分場、土砂採取場の延命化の経済的効果の明確化。

## 4) 建設混合廃棄物

### [主要課題]

建設混合廃棄物については、資材の選定・搬入方法、現場分別等により排出量そのものを削減することが重要である。現場から排出された建設混合廃棄物については、今後、建設リサイクル法による分別の徹底に伴いリサイクルしやすいコンクリート塊、建設発生木材が分別されることから、残りの混合物としてはリサイクル困難物の比率が高まり、現状の技術ではマテリアル・リサイクルが困難である。

したがって、分別解体等の徹底による排出量の削減、建設混合廃棄物のマテリアル・リサイクル技術の開発、サーマル・リサイクル技術の開発が必要である。

### [主要な実施施策]

- ①建設混合廃棄物選別装置への税制優遇措置の継続。
- ②建設混合廃棄物のリサイクル技術開発への支援。

## 5) その他の建設廃棄物

### [主要課題]

上記以外の建設廃棄物についても可能な限りリサイクルを推進することが重要である。このうち、廃石膏ボードについては、逼迫が著しい管理型処分場で処分することから、新築工事に限らず解体工事から排出されるものも対象にリサイクルするしくみを構築していくことが必要である。

また、その他の建設廃棄物のなかでは体積に占める比率が高い廃プラスチックのリサイクルを推進することが必要である。廃プラスチックのうち塩化ビニル管・継ぎ手等

---

については、一部においてリサイクルが進められており、さらに取り組みを拡大することが重要である。

**[主要な実施施策]**

- ① 廃石膏ボードのリサイクルのしくみの構築。
- ② 塩化ビニル管・継ぎ手のリサイクルのしくみの構築。

**6) 建設発生土**

**[主要課題]**

建設発生土については、有効利用率は60%と向上してきている。しかしながら、利用量の90%以上を公共工事が占めていることから、今後、さらにリサイクルへの取り組みを強力に推進する必要がある。

建設発生土については、ストックヤード・土質改良プラントの整備・活用及び建設発生土情報交換システムの積極的な活用による工事間利用の徹底が最も重要である。加えて、建設発生土の適正利用を徹底するためには、建設発生土の搬出量が利用量を上回っており供給過多状態であることから、工事間利用できない建設発生土を適正かつ透明性を確保して受け入れるしくみの構築が不可欠である。

なお、港湾工事で発生する浚渫土砂については、有効に利用されている比率は95%と高く、埋立用材や覆砂材、干潟材等へ活用されており、引き続きリサイクルを推進する。

**[主要な実施施策]**

- ① 日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資の継続（再掲）。
- ② 建設発生土情報交換システムの積極的導入・活用（再掲）。
- ③ 先行買収用地等のストックヤードとしての利用計画の策定。
- ④ 土砂利用における建設発生土、建設汚泥改良土の優先順位等のルール確立による建設発生土、建設汚泥を一体としたリサイクルの推進（再掲）。
- ⑤ 砂防事業における建設発生土の有効活用に向けた新工法の本格導入と耐久性等の品質確保のためのモニタリング実施。
- ⑥ 良質な土砂の確保を行うための建設発生土処理施設等の立地促進。
- ⑦ 港湾工事で発生する浚渫土砂の再資源化の促進。

---

## 4. 適正処理の推進

### 【主要課題】

平成12年度における産業廃棄物の不法投棄量の約60%、投棄件数の約67%を建設廃棄物が占めており、建設廃棄物の一部については不適正な処理がされている。また、産業廃棄物処理施設の新規立地が困難化しており、特に最終処分場の新規立地は著しく難しくなっている実態がある。このような状況において、不適正処理の増加及び最終処分場の逼迫は、国民の生活環境に影響を及ぼすとともに、円滑な事業の執行にも支障を生じるおそれがある。

そこで、公共工事発注者の立場、建設産業を所管する立場、国土マネジメントの観点等から、再資源化施設及び最終処分場等の計画的かつ適正な立地を誘導・促進する方策や、公園等と一体的に整備する方策等の検討が必要である。

### 【主要な実施施策】

- ①産業廃棄物処理特定施設整備法による最終処分場の整備支援。
- ②環境事業団による産業廃棄物処理施設一体緑地整備事業及び地球温暖化対策緑地整備事業の推進。
- ③適正な分別解体・処理をする場合の住宅金融公庫の除却工事等割増融資制度の利用促進（再掲）。
- ④公共工事におけるゼロエミッション化の推進。
- ⑤廃棄物の埋立処分地等において、環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う自然再生緑地整備事業等の推進。
- ⑥他省庁と連携した建設業者の指導・監督体制の強化。
- ⑦不適正処理の監視システムの構築。
- ⑧建築系副産物の分別解体等及び再資源化等の指針の策定、直轄事業への適用及び事後評価の実施（再掲）。
- ⑨廃棄物海面処分場の整備推進。
- ⑩廃棄物海面処分場の延命化対策の推進。
- ⑪廃棄物海面処分場跡地等を活用した大規模な緑地整備の推進。

---

## 5. 再使用・再生資材の利用推進

### [主要課題]

再生アスファルト混合物、再生砕石については、市場が形成されているが、木質系再生資材、建設汚泥改良土などについては、市場が十分に形成されていない。これらの再生資材については、公共事業で率先利用することによる需要拡大が重要である。

再生資材の率先利用に際しては、再生資材の品質基準、及び再リサイクル時の品質確保が必要である。さらに、他産業の廃棄物を原料とする再生資材を建設産業で利用するためには、環境安全性等の利用基準が必要となる。

なお、民間工事において再生資材の利用を推進するためには、経済的措置が最も有効である。

### [主要な実施施策]

- ①再生資材を一定以上使用した高規格住宅（環境配慮型）への住宅金融公庫の割増融資制度、日本政策投資銀行の低利融資制度（リユース・リサイクル製品普及促進事業）の利用推進。
- ②リサイクル建材の普及に資する建材又は工法の開発及び試行的建設に要する費用を環境共生住宅市街地モデル事業の補助対象に追加。
- ③グリーン購入法の運用の徹底及び調達品目の追加、数値目標の設定。
- ④公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底（再掲）。
- ⑤コンクリート解体材からの再生骨材のコンクリートへの有効利用技術の開発（コンクリートの性能に及ぼす影響の解明と品質評価基準案の提案及び要素技術の開発提示）。
- ⑥他産業再生資材の土木資材としての利用手法の開発（他産業再生資材の種別・用途ごとの評価方法の提案、適用可能性の評価及び適用方法の提案）。
- ⑦再生資材利用モデル工事の指定。
- ⑧資源有効利用促進法の再生資源の見直しの検討。

## 6. 技術開発等の推進

### [主要課題]

建設リサイクルを推進するためには、建設副産物のそれぞれの品目に応じたりサイクル技術開発等を推進することが重要である。特に、再資源化率が低い建設発生木材、建設混合廃棄物や再資源化困難物等については、さらなるリサイクル技術の開発等が不可欠であり、技術開発を推進するためには、そのための経済的支援制度等が必要である。

---

また、今後は社会資本整備が新設から維持補修へとシフトしていくことから、建設副産物の排出抑制、再使用、再資源化に資する社会資本ストックの管理運営技術の開発も必要である。

さらに、今後は、「リサイクルの量」のみならず「リサイクルの質」を向上させる技術開発を推進していくことが重要である。

#### 〔主要な実施施策〕

- ①社会資本ストックの管理運営技術の開発。
- ②木材活用型低環境負荷建築構造技術の開発。
- ③木質系建築廃棄物発生抑制技術の開発。
- ④試験研究に対する税制優遇措置の継続。
- ⑤研究委託によるリサイクル技術開発の推進。
- ⑥リサイクル技術の効率的な選定に資する情報提供。
- ⑦建築系廃棄物を利用したリサイクル建築資材に関する提案募集等による建築系廃棄物リサイクル資材の導入方策の検討。
- ⑧建設廃棄物排出量の低減やリサイクルの推進等によりライフサイクルにおいて環境影響を低減させる住宅・建築物の設計指針の検討。
- ⑨金物の使用を減らしたリサイクルしやすい在来木造住宅の整備方策の検討。
- ⑩港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針の策定。
- ⑪建設廃棄物の合理的な再資源化技術体系の開発。
- ⑫排水性舗装、改質アスファルトのリサイクル技術開発への支援（再掲）。
- ⑬多種多様な廃棄物を原料とする再生資材を品目に応じて適正かつ効率的にリサイクルするための建設資材の材質等に関する履歴データベースの構築（再掲）。
- ⑭建設発生木材のリサイクル技術開発への支援（再掲）。
- ⑮建設混合廃棄物のリサイクル技術開発への支援（再掲）。
- ⑯再資源化困難物のリサイクルシステムに関する研究（再掲）。
- ⑰コンクリート解体材からの再生骨材のコンクリートへの有効利用技術の開発（コンクリートの性能に及ぼす影響の解明と品質評価基準案の提案及び要素技術の開発・提示）（再掲）。
- ⑱他産業再生資材の土木資材としての利用手法の開発（他産業再生資材の種別・用途ごとの評価方法の提案、適用可能性の評価及び適用方法の提案）（再掲）。

---

## 7. 理解と参画の推進

### [主要課題]

建設リサイクルは、住宅建設・解体等により国民生活に直接的に影響を与えており、建設リサイクル推進に当たっては、建設リサイクルモデル工事の公開、環境学習等を通じて建設産業の関係者のみならず広く国民の理解と参画を図ることが重要である。このため、広く国民に対して建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施していく必要がある。

また、建設産業は、重層下請構造となっており小規模事業者が多いことから、各種の機会を捉えて幅広く建設リサイクルに関する啓発活動を実施していくことが必要であるとともに、建設リサイクルに積極的に取り組んでいる企業等を適正に評価することも重要である。

### [主要な実施施策]

- ①直轄工事等での再生資材利用箇所への標識設置等による建設リサイクルへの取り組み状況の積極的開示。
- ②平成14年度以降、適宜、建設副産物実態調査を実施・公表。
- ③全国及び各地方建設副産物対策連絡協議会を通じた連絡調整。
- ④リサイクル推進功労者等表彰の実施。
- ⑤建設リサイクルに関する講習・研修の継続実施。
- ⑥建設副産物リサイクル広報推進会議による広報活動の充実。(広報誌発行、リサイクルモデル工事の公開、環境学習等)
- ⑦リサイクル推進月間(10月)における普及啓発活動の継続実施。
- ⑧建設リサイクル法基本方針の周知徹底。

---

## 第3 循環型社会構築のために重点的に検討を進める課題

先に行動計画に示した施策については、将来にわたって建設リサイクルへの取り組みを強化する観点から速やかに実施していくものとしてとりまとめたものである。これに加えて、資源循環に占める建設産業の比率が高いことから、循環型社会経済システムの構築に当たっては、建設産業の責務が非常に重く建設産業が先導的にリサイクルに取り組むことが不可欠であるとの認識に基づき、さらに今後、次の課題について重点的に検討を進めることとする。

### 1. 建設副産物の収集・運搬の効率化

建設副産物は排出量が多いことから、建設リサイクルに伴う運搬量に運搬距離を乗じ輸送量は決して小さくない。したがって、地球環境保全の観点からは建設リサイクルに関する運搬の効率化等を進めていくことが重要である。このため、各輸送機関が適切に組み合わせられた「静脈物流システムの構築」を建設分野においても促進する必要があり、そのためにも、建設リサイクルにおけるITS（Intelligent Transport Systems；高度道路交通システム）技術の活用に関する研究開発等も進めることが必要である。

### 2. 建設リサイクルにおけるライフサイクルを通じた評価手法の調査研究

建設リサイクルにおけるコスト、安全性及び環境への負荷を総合的に評価するためのライフサイクルを通じた評価手法（LCA）を確立していくことが重要であり、建設リサイクルの量から質への転換を考慮した調査研究等を進めていくことが必要である。

### 3. 再資源化施設及び最終処分場等の適正立地誘導・促進方策の検討

公共工事発注者の立場、建設産業を所管する立場、国土マネジメントの観点等から、再資源化施設・最終処分場の立地不適地・可能地マップの作成、工事現場と再資源化施設及び再生資材の製造工場間の建設リサイクルに係る物流（動脈・静脈）を考慮した最適配置計画等、再資源化施設、最終処分場及び再生資材の製造工場の立地についてGIS（Geographic Information System；地理情報システム）等を活用して計画的かつ適正に誘導・促進する方策等の検討が必要である。

本計画に基づく建設リサイクルを推進することは、建設リサイクル市場の規模が拡大

---

し産業としての位置づけが今後ますます重要となってくるものと考えられる。すなわち、建設リサイクルを推進することは、新たな産業創出としての位置づけも有しており、雇用増加、技術開発等を通じた他産業への波及効果も含めて、我が国の経済成長に寄与するものである。

---

## 建設リサイクルガイドライン

### 1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルール of 徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

### 2. 対象事業

国土交通省所管の直轄事業（受託工事を含む）を対象とする。

### 3. 実施事項

#### 1) 体制の整備

1. 目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象建設機関」という。）の取り組みを支援するため以下の委員会を設置する。

（別添「建設副産物対策委員会設置要綱」参照）

（1）地方整備局等建設副産物対策委員会

（2）事務所等建設副産物対策委員会

#### 2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

（1）リサイクル計画書（別添1、別添2、別添3）

##### ① 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

---

② 作成時期及び作成者

1) 設計業務（概略設計、予備設計（営繕・港湾・空港工事では基本設計）、詳細設計（営繕・空港工事では実施設計、港湾工事では細部設計並びに実施設計））の実施時点

- ・業務成果として、設計業務の受注者等が作成する。（対象建設機関は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

2) 工事仕様書案の作成時点（積算段階）

- ・対象建設機関の当該工事の積算担当課が作成する。

(2) リサイクル阻害要因説明書

① 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

② 作成時期及び作成者

1) 工事仕様書案の作成時点

- ・対象機関の積算担当課（営繕部においては設計担当課）が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

※目標値；建設リサイクル推進計画2002の目標値を基本とし、必要に応じて地方整備局等建設副産物対策委員会により変更できるものとする。

(3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

（再生資源利用〔促進〕計画書）（様式1、様式2）

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

〔 建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書  
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書 〕

---

## ② 作成時期及び作成者

### 1) 工事の着手時及び完成時

- ・対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成。

対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）及び実施状況（完成時）の報告を特記仕様書により指示する。

なお、実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

### 3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象建設機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

#### (1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、必要に応じて事務所等建設副産物対策委員会を開催し、意見聴取を行う。

#### (2) 工事仕様書案の作成時点

- ・事務所等建設副産物対策委員会は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルール of 徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当課（リサイクル阻害要因説明書について、営繕部においては設計担当課）に対し、改善を指示することができる。
- ・地方整備局等建設副産物対策委員会が定める規模を超える工事については、原則として、事務所等建設副産物対策委員会と同様の事項を地方整備局等建設副産物対策委員会においても実施する。

---

### (3) 工事契約前

- ・ 工事担当課は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書（様式3及び様式3に示す添付資料）並びに都道府県知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。

### (4) 工事完了時点

- ・ 対象建設機関は、請負業者から提出される再生資源〔促進〕計画の実施報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、とりまとめのうえ、地方整備局等建設副産物対策委員会に提出する。

#### 4) リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資源利用〔促進〕実施書は、地方整備局等建設副産物対策委員会が半期毎に取りまとめることとする。

#### 4. その他

- ・ 3. 実施事項 2) リサイクル計画書等の取りまとめにより作成されるリサイクル計画書等の様式については、別添を使用する。
- ・ 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。
- ・ 本ガイドラインについては、平成14年5月30日以降速やかに運用を開始する。

# リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)

## 1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工)計予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/(①×100)	備考
土	制限3 トヨ	制限3 トヨ	制限3 トヨ	制限3 トヨ	%	
砂	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	%	
アスファルト混合物	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦)/(⑥×100)	備考
建設発生土	制限3 トヨ	制限3 トヨ	制限3 トヨ	制限3 トヨ	制限3 トヨ	%	
コンクリート塊	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	%	
アスファルト・コンクリート塊	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	%	
建設汚泥	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	トヨ	%	
取りこわし建物	住						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

# リサイクル計画書 (詳細設計)

## 1 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

## 2 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生资源利用率 (②+③)/(①×100)	備考
土	㎧m <sup>3</sup>	㎧m <sup>3</sup>	㎧m <sup>3</sup>	㎧m <sup>3</sup>	%	
砂	ト	ト	ト	ト	%	
石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	

※表中段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦)/(⑥×100)	備考
建 第1種 建設土	㎧m <sup>3</sup>	%					
設 第2種 建設土	㎧m <sup>3</sup>	%					
発 第3種 建設土	㎧m <sup>3</sup>	%					
生 第4種 建設土	㎧m <sup>3</sup>	%					
上 泥土(浚渫土)	㎧m <sup>3</sup>	%					
合 計	㎧m <sup>3</sup>	%					
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルトコンクリート塊	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト	ト	%	
建設汚泥	ト	ト	ト	ト	ト	%	

※建設発生土の区分 (既存資材から判断するものとする)

①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

※建設発生木材の中には、伐附除根材及び切定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

⑤泥土(浚渫土) …浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

# リサイクル計画書 (積算段階)

## 1. 事業(工事)概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利 用 量	② 現場内利用量	③ 再生材利用量	④ 新材利用量	⑤ 再生资源利用率 (②+③)/①×100	備 考
土	㎥	㎥	㎥	㎥	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発 生 量	⑦ 現場内利用量 (減量化量)	⑧ 他工事への 搬出量	⑨ 再資源化施設 への搬出量	⑩ ストックヤ ードへの搬出量	⑪ 現場内利用率 (⑦)÷⑥×100	⑫ 有効利用率 (⑦+⑩)÷⑥×100	備 考
建設第1種 軽質土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	%	
建設第2種 軽質土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	%	
建設第3種 軽質土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	%	
建設第4種 軽質土	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	%	
泥土(浚渫土)	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	%	
合 計	㎥	㎥	㎥	㎥	㎥	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルトコンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚 泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※ 建設発生土の区分(既存資材から判断するものとする。)

① 第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。

② 第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③ 第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④ 建設発生木材の中には、伐間除根材及び剪定材を含む。

※ 建設発生土の搬出計画には、「⑦(現場内利用)」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※ 「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※ 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事を含む。

① 第1種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。

② 第2種建設発生土：浚渫土；

③ 第3種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。

④ 建設発生土の搬出計画には、「⑦(現場内利用)」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※ 「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※ 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事を含む。



2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[ ]内:目標値、( )内:達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥 ( %) [ %]	建設発生木材 ( %) [ %]	建設混合廃棄物
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

[

注) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合）は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。





---

(様式3)

## 説 明 書

平成 年 月 日

様

---

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー ) 電話番号 ー ー

住所

---

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

### 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
  - ①別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
    - 別表1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表3 (建築物以外のものであるに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	残存物品の有無		
	付着物の有無		
	その他 ( )		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	残存物品の搬出の確認		
	その他 ( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	
廃棄物発生量見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

## 分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）		
	その他 ( )		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容	工程	作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み 発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
（注） ①造成等   ②基礎   ③上部構造部分・外装   ④屋根   ⑤建築設備・内装等   ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ) その他( )		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの 作業内容 及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)※		トン	
廃棄物 発生 見込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		発生が見込まれる部分又は使用する部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

---

(別添)

## 建設副産物対策委員会設置要綱

### 1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の推進において国土交通省所管の直轄事業が先導的な役割を果たすため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理の徹底を図ることを目的に、建設副産物対策委員会を設置する。

建設副産物対策委員会は、地方整備局等に設置する委員会（地方整備局等建設副産物対策委員会）と、事務所等に設置する委員会（事務所等建設副産物対策委員会）から構成される。

### 2. 用語の定義

#### 1) 地方整備局等

地方整備局、地方航空局、北海道開発局、沖縄総合事務局

#### 2) 事務所等

地方整備局の工事事務所、北海道開発局の開発建設部、沖縄総合事務局の事務所

#### 3) 大規模な工事

各地方整備局等において、基準を定める一定規模以上のもの

### 3. 地方整備局等建設副産物対策委員会

#### (1) メンバー等

局長又は副局長（次長）を委員長とし、その他、関係部長及びその他委員長が必要と認めた者を委員とする。地方航空局においては、飛行場部長を委員長とし、関係課長及びその他委員長が必要と認めた者を委員とする。なお、上記の構成員を満たす他の委員会等が存在する場合は、その委員会等が下記所掌事務を行うこ

---

とをもって、足りることとする。

(2) 所掌事務

1) 大規模な工事の判定基準の策定

大規模な工事の判断基準を策定する。

2) 大規模な工事のリサイクル状況の評価

大規模な工事については、工事仕様書の作成時点において事務所等建設副産物対策委員会より提出されるリサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルールの徹底状況を審査し、不十分と考えられるケースについては、事務所等建設副産物対策委員会に対し改善を指導することができる。

3) 目標値の設定

リサイクル阻害要因説明書の目標値について、建設リサイクル推進計画2002の目標から変更する必要がある場合に、これを変更することができる。

4) リサイクル実施状況のとりまとめ

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下「再生資源利用〔促進〕計画書」という。）の実施状況ほか、委員長が必要と認める事項について、事務所等建設副産物対策委員会からの報告を受け、半期毎にとりまとめるものとする。

5) その他建設リサイクルの推進に関する事項

6) 地方航空局においては、空港事務所等の建設副産物対策委員会を兼任する。

(3) 部会等の設置

委員長は、必要に応じて部会等を設置することができる。

4. 事務所等建設副産物対策委員会

1. の目的を達成するため、事務所等の所長を委員長とする事務所等建設副産物対策委員会（営繕部においては、事務所等に設ける委員会及び、営繕部内に設置する営繕部建設副産物対策委員会。以下「事務所等委員会」という。）を設置する。

---

## (1) メンバー等

事務所等の所長を委員長とし、その他、関係副所長、関係課長及び、委員長が必要と認めた者を委員とする。

ただし、営繕部においては、事務所等の他に、営繕部内においても事務所等建設副産物対策委員会を設置することができ、この場合、委員長は営繕調査官等とし、関係課長等、委員長が必要と認めた者を委員とする。

## (2) 所掌事務

- 1) 事業の各段階における、リサイクル状況の把握・検討・調整・指示等事務所等の管内の全ての事業について、以下の検討・調整等を行う。

(計画案(計画・設計方針)の策定時点)

- ① 設計業務の成果に基づき、発生抑制・減量化・再生利用の促進の観点から、必要に応じて改善措置の要否について検討し、必要な改善措置の提案を行うほか、再利用可能な建設副産物について、他機関も含めた利用調整を行う。

(工事仕様書案の作成時点)

- ② 積算担当課が作成するリサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書について、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合には、必要な改善措置を講じるよう積算担当課に対して指示をすることができる。
- ③ 大規模な工事については、リサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書を地方整備局等建設副産物対策委員会に提出して審査を受け、改善の指導があった場合には、当該工事の積算担当課に対して必要な改善措置を指示する。

## 2) 他機関等との連絡調整

工事間利用によるリサイクルを促進するため、他の建設工事発注機関等との連絡調整を図る。

## 3) リサイクル実施状況のとりまとめ

---

事務所等の管内で実施されるすべての国土交通省直轄の公共工事について作成される再生資源利用〔促進〕計画書の実施状況等について、半期毎にとりまとめ、地方整備局等建設副産物対策委員会に報告する。

#### 4) その他建設リサイクルの推進に関する事項